

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷五十五第

月二十年七十和昭

論 叢

經濟の本質について……………

經濟學博士 柴田敬

史記・平準書にあらはれたる貨幣思想……………

經濟學士 穗積文雄

第一次大英帝國の崩壊とアダム・スミス……………經濟學士 白杉庄一郎

研 究

中小工業金融市場の構成……………經濟學士 田 杉 競

都市及農村人口の自然的繁殖力に就て……………經濟學士 青盛和雄

佛領印度支那の關稅改正……………經濟學士 河野健二

說 苑

保險に對する認識の發展と保險學の性格的變化……………經濟學博士 小島昌太郎

南洋華僑觀……………經濟學士 鈴木總一郎

附 錄

彙 報

本誌第五十五卷總目錄

説苑

保險に對する認識の發展と

保險學の性格的變化

小島昌太郎

一
保險學は、保險とは如何なるものであるかといふ認識によりて限界付けられ、また、この認識の發展に伴つて發展する。

私の見るところによれば、保險學なるものは、社會生活を營む人類が、交換原則の下に於て、その所要の物的資料を、未來の偶然なる變化に處して、尙ほ確實に獲得使用するを可能ならしめんことを工夫する所の現象を研究する學問である。

すなはち保險學なるものは、人類がその社會生活としての物的資料を獲得使用する機構を研究するものである。換言せば經濟機構を研究するものである。従つ

保險に對する認識の發展と保險學の性格的變化

て、それはとりも直さず經濟學そのものなのである。然しながら、保險學は經濟學と、もとより、全面的に同一なのではなく、その研究領域は、經濟機構に於ても、特に、未來の偶然なる變化に處して尙ほ確實に物的資料の獲得使用を可能ならしむる機構に限定せられるのである。

保險學が、かくの如く、經濟機構を對象とする學問となるまでには、數世紀に亙る所の發展があつた。

二

保險とは、損害を填補する契約であると考へられて居つた當時にあつては、保險學なるものは、この種の契約に關する學問より外のものではあり得なかつた。すなはち、保險が、最初に論述の目的となつた時に於て、成立した學問は——當時、保險といふ名稱をもつものは、海上保險だけであつたから——海上保險契約法の學問であつた。それが、保險學の全部のものとして現れたのである。

例へば、一五五二年、ヴェニスに於て出版せられた、

サンテルナ (Santerna Petrus—Petro de Santarem) の『商人的保險及保證論』(Tractatus de assecurationibus et sponsionibus mercatorum) や、一五六九年、同じくヴェニスに於て出版せられたストラツカ (Stracca Benvenuto) の『保險について』(de Assecurationibus) の如きは、獨立の著述として保險を論述した所の殆んど最初のものであるが、いづれも保險契約法論であつた。また、一八〇八年倫敦版のサミュエル・マーシャル (Samuel Marschall) の『保險法に關する一論文』(A treatise on the Law of Insurance) は、その表題の示す通り法學的なるものであるが、當時殆んど唯一の保險學の著述と認められた。更に、獨逸に於ては、フィッス (E. A. Masius) の『綜合保險の體系的論述』(Systematische Darstellung des gesamten Versicherungswesens) と題する著作は、一八五七年のライプツヒと版であるが、これもその表題より見れば、經濟學的な論述と思はれ易いものであるけれども、やはり保險契約論の論述である。

三

次に、この損害填補といふ保險の作用が、やゝ經濟學的に考察せられるやうになつたときに於ても、その作用の効果を直接に享くるものは、加入者そのものであるから、専らこの加入者の立場よりする觀察が、この學問を構造したのである。ゆゑに、保險學は、頗る私經濟學的なる性格を帯びて居つた。そして、それに取扱はれた問題は、國民經濟的なるものではなかつた。經濟學者が、一般に、保險をその研究の範圍に取り入れなかつたのは、これがためである。ヘルマンが、『保險は國民經濟學に於ける繼子である』と言つたのは、事實、その通りであつたが、併し、この狀態の保險學なるものは、國民經濟學に於て、これを認知するの資格を具へて居なかつたのである。この言をなしたヘルマン自身の著書『經濟學的觀點よりの保險學說』(Die Theorie der Versicherung von wirtschaftlichen Standpunkt, Wien 1897) そのものも、國民經濟學的性格に乏しいものと言はねばならなかつた。

保險の職能と認められたる損害填補が、ワグナーに

よりてその事業的構造(Business institution)に於て把握せられ、損害の分擔といふ概念が保險學に誘導せられ、それは、更に、危險轉嫁といふ標語にまで進展するに至つたけれども、要するに、かゝる思考は、私經濟的立場より一步も離れたものではなかつた。保險は、かゝる認識の下に於ては、未だ、經濟學に於ける嫡出子たる性格を、獲得するに至らなかつたのである。

更に、ゴビが顯れ、マーネスが出で、偶發的欲望の充足といふ着眼に發展したとは云ふものゝ、かゝる認識は、尙ほ、損害の填補と同様に、私經濟的なるものゝ外に出て居らない。保險はかゝる資格に於ては、經濟學そのものゝ中に、完全なる地歩を占むるの姿となることを得ずして、たゞ、特殊なる待遇に於て、取り入れられたに過ぎなかつたのである。

四

然るに、一度、目を轉じて、損害が填補せられざるべからざるの所以、偶發的欲望が充足せらるゝの準備を設くるの必要は、何によつて生ずるかの問題に着眼

すれば、問題は全くその展望を一變する。その展望の裡に於ては、そこに、交換の原則なるものを基底として構造せられたる經濟機構が、歴々と浮び上り、この社會制度そのものに内容されたる制度的缺陷が、偶發的事件なるものに賦與する所の經濟上の意義を把握せしむると共に、同時に保險なるものもつ所の本質的な職能は、この經濟機構に於ける社會制度的缺陷を補ひつゝあるの點に存することを認知し得るのである。

すなはち、偶發的事件は、この經濟機構に於ける社會制度に於ては、國民經濟の構成員たる各人の生活の不安定といふ經濟上の意味をもつものであり、保險は、この各人の生活を安固ならしむるといふその本質的職能によつて、經濟機構に於ける制度的缺陷を補ふといふ大役をつとめつゝあるものなのである。

五

保險に關する觀察が、この域に達して、初めて、保險學は經濟機構を問題とするものであり、社會制度を研究對象とするものであり、保險なるものは、人間が、

この經濟機構に於ける社會的缺陷に對處する方法として、案出したるものなることを明らかならしめ得るのである。保險の認識が、こゝにまで發展するに至つて、それは、既に單なる私經濟上の立場を完全に離れたものとなり、保險學は、最早や、私經濟學ではなく、その全面的なる構造に於て、經濟學そのものゝ一部となることを得るに至つたのである。いな、經濟學は今日に於ては、保險を問題とするのでなければ、その完き姿を整へ得ざるものとなつたのである。

嘗て、保險は、商取引の結果を保全するものであり、運送途上の危険を轉嫁するものであり、船舶家屋の滅失による損害を填補するものであり、生命健康の事故に對する資金を蓄積するものであるとして考へられたのであるが、然る場合の、私經濟學的な保險學は、この經濟學そのものゝ一部となるに至つた保險學と比べるならば、全く性格の異なるものなることが、明らかとなつたのである。

殊に、經濟機構が、自由主義的組織を脱出して、各人、各企業、各産業、いづれもみな、國家の現實具體的なる至高目的のために、全體一環連帶の關係に置かれ、その自由なる自立性が、制壓せられて、統制經濟となるに至つては、全體經濟の運営主體たる國家は、各人、各企業、各産業の自立性の薄弱を補填するために、保險なる制度を用ひざるを得ざるに至つたのである。こゝに於て、保險學は、殆ど、その私經濟學的性を脱却して、經濟學そのものゝ中に於ても、重要な地位を占めざるを得ざるに至つたのである。

保險に對する認識の發展は、保險學そのものゝ性格を變更せしめた。そして保險學の發展は、經濟機構に於ける社會制度の缺陷の何たるかを意識せしめて、それに對處する方法の如何なるものなるべきかを教へた。殊に、統制經濟の進展は、この對處方法の擴充強化を必然的に要請することゝなるのである。保險學の重要さは、愈々加はるものと言はなければならぬ。